

秦野市議会議場の多目的利用に係る基本方針

(平成29年6月6日 議会運営委員会決定)

1 趣旨

この基本方針は、秦野市議会が市民に身近な存在となり、「市民に開かれた議会」、「市民に親しまれる議会」を実現するため、議員連盟等の議員有志（以下「議員」という。）が主体となって行う議場の多目的利用（会期中を除く。）について、必要な事項を定める。

2 利用の申請

議員が議場を多目的利用しようとするときは、利用許可申請書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

3 利用の許可

議長は、利用許可申請書の提出があったときは、議会運営委員会に諮り、議場の多目的利用を許可することができる。

4 利用の条件

議長は、議場の管理及び運営上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付することができる。

5 利用の制限

議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議場の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 議場の施設又は附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) もっぱら営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 特定の宗教活動又は政治活動に使用されるおそれがあると認めるとき。
- (6) その他議長が適当でないと認めるとき。

6 目的外利用、権利譲渡等の禁止

議員は、許可を受けた目的以外に議場を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

7 利用許可の取消し等

議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、

又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、議員に損害を生じさせることがあっても、議会は、その責めを負わない。

- (1) 第4項の規定により利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 第5項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前項の規定に違反したとき。
- (4) 臨時会等の開催により、議会が議場を使用する必要性が生じたとき。
- (5) その他議長が特に必要があると認めたとき。

8 利用許可の取消し及び中止の通知

議長は、前項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させるときは、利用許可（取消・中止）通知書（第2号様式）により、直ちにその旨を議員に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

9 利用の取消し

議場の利用許可を受けた議員が、その利用を取り消そうとするときは、遅滞なく議長に申し出なければならない。

10 原状回復等

議員は、議場の施設又は附属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、議長の指示に従い、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 補則

この基本方針に定めるもののほか、議場の多目的利用に関する必要な事項は、議会運営委員会に諮り、議長が決定する。